

3 カテゴリーと判定基準

(1) 基本的な考え方

『環境省第4次レッドリスト』、『神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006』の状況、他県の情報及び学識者へのヒアリングの結果を踏まえ、レッドデータブック改訂に伴うカテゴリー区分等の基本的な考え方は次のとおりとする。

- ・ カテゴリーの区分等は、「環境省レッドリストカテゴリーと判定基準（2019）」に準拠する。
- ・ 判定基準は、基本的には環境省の基準を用いるが、分類群によっては部会において検討の上、定量的要件の変更、定性的要件の追加等を行った。
- ・ 環境省カテゴリーの要件には当てはまらないが、レッドリストに掲載すべきであると判断される種を抽出するため、神奈川県の特性を踏まえた2つのカテゴリー区分と判定基準及び絶滅危惧種における定性的要件を追加した。

<神奈川県独自のカテゴリー及び判定基準>

カテゴリー及び基本概念	カテゴリーの考え方	判定基準
		定性的要件
準絶滅 絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種	十分な調査が実施され、「絶滅」と判断できる場合でも、次の理由から「絶滅」と判断しない種であることを示すものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査が不十分であったり発見が困難な場合で、本当に絶滅したのか判断が難しい ・ 絶滅と判断できるが、生息できる環境が残されている など 	過去に確実な記録があるが、信頼性の高い調査を行っているにも関わらず、長期間全く記録が無く絶滅している可能性がある種 （生息環境が残っている等の理由で絶滅とは判断しない種）
注目種 環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種	「絶滅危惧」「準絶滅危惧」「情報不足」に該当しない種であるが、次の理由から神奈川県として注目すべき種であることを示すものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な環境の指標となっている ・ 特殊な生息環境条件を必要としている ・ 県内が分布の限界となっている ・ 国内的に保護を要するとされている ・ 環境の変化（温暖化等）により近年著しい増減傾向がみられる ・ 本来は亜高山帯の普通種だが県内では低標高地にみられる など 	環境省カテゴリーの要件には該当しないが、種の生態や生息環境の特殊性、特異性、指標性により注目に値すると判断される種 なお、このカテゴリーの対象種には外来種も含むものとする。

<絶滅危惧種における定性的要件>

カテゴリー	定性的要件追加の考え方	判定基準
		定性的要件
絶滅危惧	環境省カテゴリーは、過去から現在までの減少結果等に対する評価であるため、近い将来予定されている開発や駆除計画等による大幅な個体数等減少の情報があっても、評価に影響しないことから、 <u>将来の開発等による影響が大きく上位のランクに移行することが明らかな場合に、県として特に保護すべき種である</u> ことを示すものである。	重要な生息地が確実に実行される開発等によって消滅するなど、決定的な要因により上位のカテゴリーに移行することが判明しているもの。

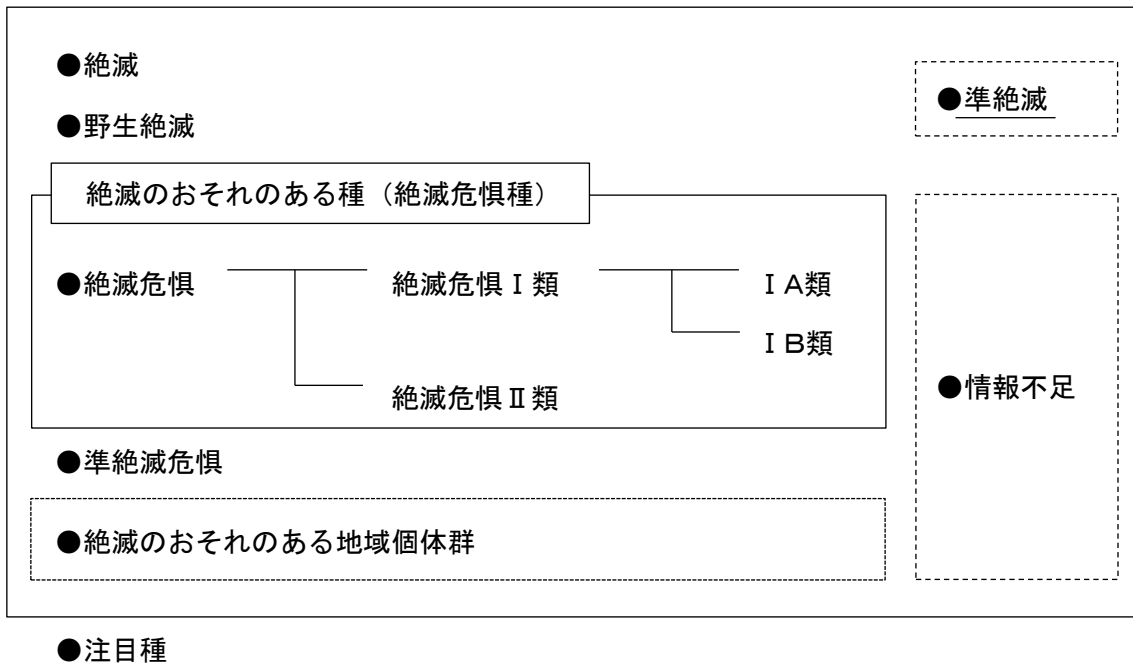
(2) カテゴリーと判定基準

今回の見直しに際して用いたカテゴリーは次のとおりである。

前回の『神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006』と比較して、「消息不明種」、「不明種」、「減少種」、「希少種」、「要注意種」を除外した。これらは、いずれも環境省のレッドリストにはないカテゴリーであり、今回は、より環境省の基準に合わせることにした。

一方、環境省カテゴリーの要件には当てはまらないが、神奈川県として記載することが適切と考える種を抽出するため、県独自のカテゴリーとして「注目種」を前回から引き続き掲載し、「準絶滅」を新たに追加した。

<カテゴリー>



<カテゴリーと判定基準>

カテゴリー及び基本概念	判定基準	
	定性的要件	定量的要件
絶滅 Extinct (EX) 神奈川県ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に神奈川県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、神奈川県内ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実に情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。	

カテゴリー及び基本概念		判定基準		
		定性的要件	定量的要件	
準絶滅 絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種		過去に確実な記録があるが、信頼性の高い調査を行っているにも関わらず、長期間全く記録が無く絶滅している可能性がある種（生息環境が残っている等の理由で絶滅とは判断しない種）		
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみ存続している種		過去に神奈川県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、神奈川県内において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種（具体的要件は「絶滅」と同じ）		
絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種 【確実に情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去（30年～50年）の生息記録以後確認情報が無く、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。 【神奈川県要件】 ⑥重要な生息地が確実に実行される開発等によって消滅するなど、決定的な要因により絶滅危惧 I 類に移行することが判明しているもの。	絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	【維管束植物のみ】 ・『神植誌 18』の採集調査区数は 4 調査区以下で、採集地数が 1 か所の場合 ※ 3 次メッシュ数や調査区の減少率を補助的使用 あるいは 5 調査区以上で採集されたが、採集された調査区数は『神植誌 88』の調査時より 80%以上減少の場合
			絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN) I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	【維管束植物のみ】 ・『神植誌 18』の採集調査区数は 4 調査区以下で、採集地数が 2-5 か所の場合 ※ 3 次メッシュ数や調査区の減少率を補助的使用 あるいは 5 調査区以上で採集されたが、採集された調査区数は『神植誌 88』の調査時より 50%以上減少の場合

カテゴリー及び基本概念		判定基準	
		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実に情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。 【神奈川要件】 ⑤重要な生息地が確実に実行される開発等によって消滅するなど、決定的な要因により絶滅危惧Ⅱ類に移行することが判明しているもの。	【維管束植物のみ】 ・『神植誌 18』の採集調査区数は4調査区以下で、採集地数が6-10か所の場合 ※3次メッシュ数や調査区の減少率を補助的使用あるいは5調査区以上で採集されたが、採集された調査区数は『神植誌 88』の調査時より30%以上減少の場合 ※調査区の減少率が要件外（30%以下の減少率）の場合、3次メッシュの減少率で判定
	準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。	
	情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等） d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。	

カテゴリー及び基本概念	判定基準	
	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP)</p> <p>県内の特定の地域的ににおいて孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される主の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	
<p>注目種</p> <p>環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種</p>	<p>環境省カテゴリーの要件には該当しないが、種の生態や生息環境の特殊性、特異性、指標性により注目に値すると判断される種 なお、このカテゴリーの対象種には外来種も含むものとする。</p>	